

## ○日田市子育て短期支援事業実施要綱

平成26年3月26日  
告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が疾病その他の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、市長が指定する児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間養育する子育て短期支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する児童をいう。

(2) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(事業の実施)

第3条 市長は、市内に住所を有する児童に対し必要な保護を適切に行うことができる実施施設に、その養育及び保護を委託して実施するものとする。

(実施施設)

第4条 実施施設は、法に規定する児童養護施設、母子生活支援施設及び乳児院で、あらかじめ市長が事業の実施について委託契約を締結したものとする。

(事業内容及び対象者等)

第5条 事業内容、対象者及び利用期間は、次のとおりとする。

(1) 事業内容 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、実施施設において養育又は保護を行うものとする。

(2) 対象者 次に掲げる事由に該当する児童又は母子等とする。

ア 児童の保護者の疾病、育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等、身体上又は精神上の事由により養育が一時的に困難となった当該児童

イ 児童の保護者の出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由により養育が一時的に困難となった当該児童

ウ 児童の保護者の冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的事業への参加等社会的な事由により養育が一時的に困難となった当該児童

エ 経済的な問題等により緊急一時的な保護が必要になった児童及びその母親等

2 事業の利用期間は、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。

(実施施設の利用の手續)

第6条 実施施設の利用を申請しようとする保護者は、子育て短期支援事業申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、児童がこの要綱に定める事業の実施の要件を備えているか否かの内容を審査し、事業の実施の可否を決定し、申請者に対して子育て短期支援事業決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、事業の実施を決定したときは、実施施設の長に対して子育て短期支援事業委託通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、夜間、土曜日、日曜日、祝日等において、保護者から緊急に、直接実施施設にその利用の申出があった場合は、保護者の便宜を考慮し、前各項の手續を事後において行うなどの運用を図るものとする。

(実施施設の利用の制限等)

第7条 市長は、前条第2項の規定により事業を実施する旨の決定した児童が次のいず

れかに該当するときは、実施施設の利用を制限することができる。

(1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条各号に規定する期間を経過していないとき。

(2) 医療機関に入院し、又は治療を受ける必要があると認められるとき。

（実施施設への入所）

第8条 保護者は、第6条第2項の規定により事業を実施する旨の決定を受けたときは、児童を子育て短期支援決定通知書に記載する実施施設に移送し、入所させるものとする。

2 実施施設の長は、児童が当該実施施設に入所したときは、速やかに市長に報告するものとする。実施施設の利用の形態の変更その他不測の事態が生じたときも、同様とする。

3 実施施設の長は、児童が当該実施施設に入所するに当たり、必要があると認めるときは、当該児童に健康診断を受けさせることができる。

4 前項に規定する健康診断に要する経費は、保護者の負担とする。

（実施施設からの退所）

第9条 保護者は、子育て短期支援決定通知書に記載する利用期間が満了したときは、児童を当該実施施設から退所させるものとする。

2 実施施設の長は、児童が当該実施施設から退所したときは、速やかに市長に報告するものとする。

（実施施設の利用の取消し）

第10条 保護者は、事業の実施期間中であっても、この要綱に定める事業の実施の要件に該当しなくなったときは、速やかに子育て短期支援事業利用要件消滅届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたとき又は事業の実施の決定を取り消すことが適当であると認められる事由が判明したときは、事業の実施の決定を取り消し、子育て短期支援事業取消決定通知書（様式第5号）により保護者及び実施施設の長に通知するものとする。

（費用）

第11条 市長は、事業に要する経費について、別表の委託料の欄に定める額を実施施設に支払うものとする。

2 実施施設の長は、前項に基づき算定した額を子育て短期支援事業費請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

3 保護者は、この事業に関するサービスの費用の一部として、別表の利用者負担金の欄に定める経費を負担するものとし、当該児童等の養育及び保護が終了する日までに実施施設の長に支払うものとする。

4 市長が特別な事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、利用者負担金の一部又は全部を市が負担することができる。

5 市長は、前項の規定により利用者負担金を負担するときは、実施施設の長に通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月29日告示第194号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第11条関係）

（平26告示194・一部改正）

日田市子育て短期支援事業に要する経費（児童等1人当たり日額）

世帯区分	対象児童等	利用者負担金	委託料（市負担額）
生活保護世帯	2歳未満児又は慢性疾患児	0円	10,700円

		2歳以上児	0円	5,500円
		緊急一時保護の母親	0円	1,500円
市民税非課税世帯	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養しているものの世帯	2歳未満児又は慢性疾患児	0円	10,700円
		2歳以上児	0円	5,500円
		緊急一時保護の母親	0円	1,500円
	その他の市民税非課税世帯	2歳未満児又は慢性疾患児	1,100円	9,600円
		2歳以上児	1,000円	4,500円
		緊急一時保護の母親	300円	1,200円
上記世帯区分以外の世帯	2歳未満児又は慢性疾患児	5,350円	5,350円	
	2歳以上児	2,750円	2,750円	
	緊急一時保護の母親	750円	750円	

## 備考

上表に定める対象児童等のうち、「2歳未満児」とは、第8条に規定する実施施設に入所する日（以下「入所日」という。）において満2歳に満たない児童をいい、「2歳以上児」とは入所日においてそれ以外の児童をいう。